

## 【イギリス】 2011 年予算責任及び会計検査法の制定

海外立法情報調査室・河島 太郎

\* 2011 年予算責任及び会計検査法(同年法律第 4 号。以下「法」という。)が同年 3 月 22 日に制定された。予算責任憲章を定めて財務省にこれによる財政政策の策定義務を課し、独立の予算責任局を設けて財政の持続性に関し検証と報告をさせるとともに、会計検査院の組織体制の現代化を図って会計検査院長の任期等を定めるものである。

### 経緯

ここ数年、イギリスでは、財政赤字削減が大きな政策課題である。財務省で実施してきた経済財政分析は、経済予測作成上の重要な判断を財務大臣が行うことから、勢い楽観的な高めの経済予測を前提とした甘い財政見通しを導く潜在要因となってきた(注 1)。そこで、保守自民連立政権の政策合意に基づいて、予算の基礎となる経済見通しへの財務大臣の政治的影響を排除してその信頼性を高めるため、独立の予算責任局が 2010 年 5 月 17 日に制定法によらずに暫定的に新設され、さらに法によりその組織の整備拡充が図られた。なお、法の定める会計検査院の組織改革は前労働党政権時代のジョン・タイナー元金融サービス機構事務局長の勧告(注 2)に基づくもので、前政権時代の立法手続は 2010 年解散総選挙を前に頓挫していた。

### 予算責任(法第 1 章)

法第 1 章は、主に予算責任憲章及び予算責任局について定める。

#### ① 予算責任憲章(Charter for Budget Responsibility)

従来、1998 年財政法及び同法に基づき財務大臣の定める財政安定化規律は、透明性、安定性、責任、公平性及び効率性の財政 5 原則を定め、政府の報告義務を強化して財政運営の改善を図っていた(注 3)。また、2010 年財政責任法は、財務大臣に対し特定の財政目標を達成しその進捗状況を議会に報告する義務を定めていた。法では、財政安定化規律に代わる予算責任憲章で政権の財政目的及び国債管理目的並びにこれらの達成に資する財政課題(fiscal mandate。財政政策の目標)を定めることとなり、また、事前に新年度の予算見込み額等を記載した報告書を議会に提出する制度が廃止された。

#### ② 予算責任局(Office of the Budget Responsibility)

法律によらない暫定組織であった予算責任局は、法律上の組織として整備された。

予算責任局(以下「OBR」)は、財務大臣が任命する委員 5 人以上をもって組織する。うち(a)委員長は下院財務委員会(以下「TSC」)の同意を得た者、(b)委員 2 人は財務大臣が委員長と協議した上で TSC の同意を得た者とし、いずれも学識経験を有する専門委員とする。(c)その他の委員は OBR の指名する者 2 人以上の外部委員とする。専門委員は任期 5 年、外部委員は任期 5 年以下とし、いずれも再任できない。専門委員

3人で組織する予算責任委員会は外部委員の補佐を受けてOBRを指揮する。

OBRの主な任務は、財政の持続性に関する検証と報告である。これには①年2回以上、(a)予算で採用される公式の経済財政予測を政権から独立して作成し、(b)財政課題の達成の程度又はその見込みを査定すること、②年1回以上、(a)かつて作成した経済財政予測の正確性を査定し、(b)財政の持続性に関する分析を行うことがあり、①及び②は1冊の報告書に併せて記載しなければならない。

なお、従来の財政枠組みでは2年ごとに財務省が経済予測を作成し、会計検査院が予算の重要な前提を検証する仕組みとなっていたが、OBRの設立に伴い、これらの仕組みを定めた1975年産業法上及び1998年財政法上の関連規定は削除された。

### 会計検査(法第2章)

法第2章は、会計検査院(National Audit Office。以下「NAO」)及び会計検査院長(Comptroller and Auditor General。以下「C&AG」)について定める。

現行1983年会計検査法上、NAOは、下院の会計検査院監督委員会(以下「PAC」)の下で政権から独立して各省等を監査しつつ直接議会に責任を負う。

従前のNAOは下院の独立した役員で一人法人のC&AGとその任命する職員で組織されていたが、法はNAOを別法人として委員9人による合議制の組織に改め、職員をNAOが雇用するものとした。タイナー勧告を踏まえ、委員中過半数の5人は外部委員、1人はC&AG、3人は内部委員とする。委員長は外部委員とし、C&AGと同様の手続で任命する。その他の外部委員は原則として委員長の推薦する者をPACが任命し、内部委員は原則としてC&AGの推薦する者を外部委員が任命する。

C&AGは、従前どおり、首相が下院決算委員長(議事規則上、野党議員が就任する。)と協議して下院に推薦の動議を提出し、下院の上奏により女王が任命する。ただし、従来その任期や定年はなかったが、任期が10年とされて再任が禁止された。なお、新NAOがC&AGの職務に必要な資源の提供、その職務遂行の監視及び所定の事務の実施の承認をするものの、C&AGは、引き続き職務遂行上完全な裁量を有するという。

### 注

- (1) "Chancellor announces policies to enhance fiscal credibility: Independent Office for Budget Responsibility created," HM Treasury, *Press Notice*, PN 01/10, 2010.5.17, pp.1-2.
- (2) PAC, "Review of the National Audit Office's Corporate Governance," 6 Feb. 2008, HC 328.
- (3) 片山信子「英国ブレア政権の財政政策と予算制度改革」『レファレンス』2002.4, pp.17-20.

### 参考文献

- ・ 田中嘉彦「2011年予算責任及び会計検査法」『ジュリスト』2011.6.1, p. 81.
- ・ 東信男「英国会計検査院(NAO)におけるコーポレート・ガバナンスの改革」『会計検査研究』2011.3, pp.133-146.
- ・ Budget Responsibility and National Audit Act 2011: Explanatory Notes.